

# 会計基準アドバイザー・フォーラム会議 のれん及び減損

2017年6月

**「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ**

## 本資料の目的

1. 本資料は、現行の IAS 第 36 号「資産の減損」(以下「IAS 第 36 号」という。)の減損モデルの下で識別されている、「のれんの減損損失のタイミングが遅すぎる、又はその金額が少なすぎる」という懸念(以下『「too little, too late」の問題』という。)に対処するうえで考えられる方策に関する ASBJ の提案<sup>1</sup>について議論することを目的としている。

## 背景

2. 国際会計基準審議会 (IASB) は、IFRS 第 3 号「企業結合」(以下「IFRS 第 3 号」という。)の適用後レビュー (PIR) で識別された、次の 3 つの論点にどのように対処するかを検討するために、のれん及び減損プロジェクトをアジェンダに追加した。
  - (a) IAS 第 36 号の現行の減損テストの要求事項を変更すべきか
  - (b) のれんの事後の会計処理 (減損のみアプローチ並びに償却及び減損アプローチの優劣を含む。)
  - (c) のれん以外の無形資産をどの程度のれんから切り離すべきか
3. このうち、のれんの事後の会計処理については、次のとおり、国際的な議論の中で、関係者が相反する強力な見解を有していることが示されている。
  - (a) IASB が 2015 年 6 月に公表した報告書及びフィードバック・ステートメント「IFRS 第 3 号『企業結合』の適用後レビュー」(以下「IFRS 第 3 号のフィードバック・ステートメント」という。)では、のれんの事後の会計処理に関して投資家の見解が分かれていたことが示されている。
  - (b) 過去の IASB ボード会議におけるのれんの事後の会計処理に関する議論において<sup>2</sup>、のれんの償却の再導入に関する IASB 理事の見解は分かれていた。
  - (c) 過去の ASAF 会議におけるのれんの事後の会計処理に関する議論において<sup>3</sup>、会議

---

<sup>1</sup> 本資料は、ASBJ の委員による審議を経て公表の承認を得たものである。ただし、ASBJ の一部の委員は、本資料の提案の一部に同意しなかった。

<sup>2</sup> のれんの事後の会計処理に関する IASB 理事の見解は、2015 年 10 月及び 2016 年 2 月に開催の IASB ボード会議、ASBJ 及び欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) 事務局がのれん及び減損に関する定量的調査の結果を報告した 2016 年 5 月に開催の IASB ボード会議、2016 年 6 月に開催の IASB 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) の共同ボード会議などで示されている。

<sup>3</sup> のれんの事後の会計処理に関する ASAF メンバーの見解は、2015 年 12 月に開催の ASAF 会議などで示されている。

に参加する各国の会計基準設定主体又は地域グループの意見は分かれていた。

(d) 2017年3月開催のIASBボード会議のアジェンダ・ペーパー<sup>4</sup>には、IFRS第3号の適用後レビューの過程で得られたフィードバックは、のれんの事後の会計処理（特に、償却か非償却か）について、見解の多様性が縮小していることに関する証拠を示すものではなく、2016年6月のIASB及びFASBの共同ボード会議以降に、のれんの償却を支持する新たな論拠を聞いていないとするスタッフの考察が記載されている。

(e) 財務諸表作成者の見解について、2017年3月開催の世界作成者フォーラム（GPF）では、のれんの事後の会計処理に関する議論が予定されていなかったにも関わらず、一部の参加者より、償却モデル<sup>5</sup>や即時償却を支持する見解が述べられた。

## 懸念の識別

4. 次項以降で示すIFRS第3号の適用後レビューの情報要請（以下「RFI」という。）に対して寄せられたコメントや、後述するASBJスタッフが過去に実施したリサーチの結果は、現行の減損のみモデルの下で「too little, too late」の問題が生じていることを示唆している。ASBJは、「too little, too late」の問題は、現行の減損テストが、のれんの非償却が正当化されるだけ十分に「厳格で運用可能」（IAS第36号BC131G項）<sup>6</sup>なものであるか否か、及びのれんの事後の会計処理によって提供される情報が財務諸表利用者にとって目的適合的なものであるか否かについて、再評価が必要であることを示していると考えている。
5. IFRS第3号のフィードバック・ステートメントでは、RFIに寄せられたコメントのサマリーの中で、「多くの参加者は、減損が発生してから減損費用が財務諸表に認識されるまで、時期に「遅れ」があるようにみえると考えている」ことを示している。
6. また、欧州証券市場監督局（ESMA）は、RFIに対するコメントの中で、2013年1月に

---

<sup>4</sup> Agenda Paper 18

<sup>5</sup> 日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 会計部会が公表した「のれんの会計処理に関するアンケート結果の整理」では、アンケート調査に回答した日本企業31社のうち29社（日本基準適用企業：15社全社、IFRS適用企業又は適用予定企業：13社のうち11社、米国基準適用企業：3社全社）が、償却及び減損モデルを支持すると回答している。  
<http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/014.pdf>

<sup>6</sup> IAS第36号BC131G項は、のれんの償却を廃止する結論の根拠の中で「厳格で運用可能な減損テストを考案できれば、のれんを償却せず、その代わりに毎期減損テストを行い、のれんの減損の可能性を示す事象又は状況の変化があった場合にはそれより高い頻度で減損テストを行うというアプローチによって、企業の財務諸表利用者にもっと有用な情報が提供される」と述べている。

ESMA が公表した「IFRS 財務諸表におけるのれん及び他の無形資産の減損に関する欧州の執行者によるレビュー」で示された、2011 年に認識された減損のレベルが、金融及び経済の危機の影響を適切に反映していたかに関する懸念について言及している。

7. ASBJ は、過去に ASBJ スタッフが実施した次のリサーチ結果もまた、「too little, too late」の問題が生じていることを示唆していると考えている。

(a) ASBJ スタッフは、2016 年に、EFRAG 事務局と協力してのれん及び減損に関する定量的な調査を実施し、当該定量調査の結果を 2016 年 10 月に、リサーチ・ペーパー第 2 号「のれん及び減損に関する定量的調査」（以下、「ASBJ リサーチ・ペーパー第 2 号」という。）として公表した<sup>7</sup>。ASBJ は、ASBJ リサーチ・ペーパー第 2 号に示されている次の事項は、のれんの減損リスクが企業の財務健全性に与える影響が拡大していることや、減損のみモデルの下でのれんが完全に費用化されるまでの期間が、廃止された IAS 第 22 号「企業結合」（以下「IAS 第 22 号」という。）中でのれんの耐用年数に関する反証可能な推定とされていた 20 年を超える長期に及んでいることを示唆していると考えている。

- 2014 年の株価指数を構成する個々の会社を見た場合、米国の株価指数を構成する 35%の会社、欧州の株価指数を構成する 33%の会社において、のれんの金額がその会社の純資産の 50%を超えていた。さらに、米国の株価指数を構成する 14%の会社、欧州の株価指数を構成する 11%の会社において、のれん  
の金額が、その会社の純資産の 100%を超えていた。少数の米国、欧州及び豪州の株価指数を構成する会社において、のれん  
の金額がその会社の時価総額の 100%を超えていた。
- 前年末ののれん  
の金額を当期ののれん  
の費用化額（すなわち、減損及び償却（該当がある場合））で除すると、2006 年から 2014 年までの米国の株価指数では 82 年、欧州の株価指数では 37 年、日本の株価指数では 9 年、そして豪州の株価指数では 34 年となった。

(b) ASBJ スタッフは、のれん及び減損を巡るアナリストの現在の見解をより深く理解することを目的とした、日本のアナリストに対する詳細なインタビューを実施し、当該インタビュー調査の結果を 2017 年 6 月に、リサーチ・ペーパー第 3 号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」（以下、「ASBJ リサーチ・ペーパー第 3 号」という。）として公表した<sup>8</sup>。ASBJ は、ASBJ リサーチ・ペーパー第 3 号に示されている次の事項は、減損リスクがあるのれんが企業の財務諸表に含ま

<sup>7</sup> <https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/discussion/2016-1003.html>

<sup>8</sup> <https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/discussion/2017-0612.html>

れていることに対するアナリストの懸念を示していると考えている。

- 多くのアナリストが、のれんの減損損失は、彼らが考えるのれんの価値の下落の発生時期よりも遅く認識されていると感じていた。彼らは、のれんの減損損失が認識されるよりも前に、のれんの価値の下落を分析に織り込んでいると述べた。

8. なお、IFRS 第 3 号のフィードバック・ステートメントでは、現行の減損モデルに基づくのれんの減損テストは複雑であり、重要な判断が関与するという懸念も指摘されている。それゆえ、ASBJ は、のれんの事後の会計処理は、過度な複雑性と企業の判断に関する必要以上の実務負担をもたらすものでないことも必要であると考えている。

### のれんの事後の会計処理の代替案

9. ASBJ は、「too little, too late」の問題への対処となる可能性があるのれんの事後の会計処理の代替案として、次の 3 つを識別した。これらの代替案はすべて、現行 IAS 第 36 号の減損のみモデルよりも早くのれんが費用に認識される可能性があるものである。

(a) のれんの即時償却 (direct write-off of goodwill)

のれんの即時償却は、本資料で議論される 3 つの代替案の中で、のれんの当初認識額を最も早く費用に認識する方法である (本資料では、IFRS 第 3 号と同様に<sup>9</sup>、のれんが資産の定義を満たすことを想定している。また、のれんの即時償却は、のれんの帳簿価額をその他の包括利益 (OCI) を通じて減額する方法や、資本を直接減額する方法によっても達成できるが、本資料では、のれんを当初認識時に純損益を通じて費用化する方法を想定している。)

(b) 償却及び減損モデル

償却及び減損モデルは、のれんの償却を通じてのれんの帳簿価額を減額し、費用に認識した上で、(償却後の) 帳簿価額を下回るのれんの価値の下落が生じた場合に減損損失を認識する方法である。IAS 第 36 号に基づく減損損失の認識より前にのれんが償却されるため、現行 IAS 第 36 号の減損のみモデルよりも早く、のれんが費用に認識される結果となり得る。

(c) PH アプローチ

---

<sup>9</sup> IFRS 第 3 号 BC323 項参照

IASB がのれんの減損テストの有効性の改善案として検討している取得前ヘッドルーム・アプローチ（以下「PH アプローチ」という。）は、現行の IAS 第 36 号の減損のみモデルよりものれんの費用化を早める結果となり得る。PH アプローチでは、のれんの減損テストの目的において、のれんが配分された資金生成単位（CGU）の帳簿価額に取得日時時点で測定された取得前ヘッドルーム（PH）が加算され、当該金額がのれんが配分された CGU の回収可能価額と比較される。

10. ASBJ は、財務諸表利用者に対する目的適的な情報の提供の観点と、会計処理の複雑性と判断に関する実務負担の観点から、3 つののれんの事後の会計処理の代替案が、現行の IAS 第 36 号からの改善となる可能性を評価した。

(a) のれんの即時償却 (direct write-off of goodwill)

- のれんの即時償却は、会計処理のために特別な判断が必要されないため、適用が簡便である。
- 一方で、のれんを即時償却する場合、のれんを資産として認識せず、取得時に費用に認識する結果となる。これは、企業結合の対価の一部であるのれんについて、取得日時時点でその価値を認めないことを意味することから、財務諸表利用者への目的適的な情報の観点から説明することが困難である。
- また、のれんが即時償却される場合、のれんの減損損失が認識されなくなる。のれんの減損損失が投資（すなわち、企業結合）の失敗のシグナルを表すと考える場合、そのシグナルが提供されない。

(b) 償却及び減損モデル

- のれんを償却することにより、企業結合によって増加した収益と償却費用を対応させる形で純損益が計算され、償却費用が控除された純損益を用いて、経営者が企業結合の成果を説明することが可能となる。のれんは超過収益力を表すとみると競争によって通常はその価値が減価するものと考えられ、のれんの償却はその減価を適切に表すとともに、実質的な自己創設のれんの認識を防ぐことが可能となる。
- 一方で、償却及び減損モデルの下では、のれんの帳簿価額が償却により減額されるため、のれんが償却されない場合と比べ、のれんの減損損失が認識される機会が相対的に少なくなる。のれんの減損損失が投資（すなわち、企業結合）の失敗のシグナルを表すと考える場合、そのシグナルが提供される機会が減少する可能性がある。
- なお、のれんを償却する場合、その償却期間が問題となるが、ASBJ は、将来の

正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間に関する経営者の見積りに基づいて償却期間を見積ることが、財務諸表利用者に対して目的適合的な情報を提供することに繋がると考えている（本資料第 43 項参照）。

(c) PH アプローチ

- PH アプローチは、のれんが配分された既存の CGU に含まれる純資産の含み益や自己創設のれんが、のれんの減損を覆い隠す問題の一部に対処するものであると考えられる。
- PH アプローチの下では、のれんが配分された CGU の帳簿価額に（取得日時点で測定され、かつ、「凍結」された）PH を加算した金額が、CGU の回収可能価額を上回る場合に、減損損失が認識されるが、減損後ののれんの帳簿価額が意味するところについて、財務諸表利用者への目的適合的な情報の観点から説明することが困難である。
- また、PH アプローチは、複雑な測定プロセスを伴い、取得日時点の PH の測定のために（より具体的には、既存 CGU の企業結合前の回収可能価額を算定のために）判断のための実務負担を増加させる可能性がある。

11. 上記より、ASBJ は、財務諸表利用者に対する目的適合的な情報の提供の観点から、のれんの即時償却と PH アプローチについては、現行の IAS 第 36 号の減損のみモデルを改善するものと結論づけることは難しいと考えている。
12. なお、本資料では深く議論しないが、ASBJ は、のれんの事後の会計処理を議論する際には、のれん以外の無形資産の識別及び事後の会計処理も併せて検討する必要があることを理解している。のれんの即時償却を要求する場合、のれん以外の無形資産を多く識別することで、即時に費用化されるのれんの金額を減額させる誘因が働く（特にのれん以外の無形資産の非償却が引続き利用可能である場合。）。一方、のれん以外の無形資産もすべて償却することとした場合、のれんかのれん以外の無形資産かの違いは相対的に重要な問題ではなくなる。

### 償却及び減損モデルの選択適用

13. ASBJ は従来より、のれんの減価を償却を通じて各報告期間の純損益に反映させることで、財務諸表利用者に対して企業結合後の企業の業績に関する有用な情報を提供することから、償却及び減損モデルを支持している。前項までの分析により、ASBJ は、償却及び減損モデルは、現行の IAS 第 36 号の減損のみモデルにおいて示唆されている

「too little, too late」の問題にも対処する効果的なアプローチであると考えており、IASBは、のれんの事後の会計処理について、現行のIAS第36号の減損のみモデルから償却及び減損モデルに変更すべきであるとのポジションを再確認している。

14. 前項のASBJのポジションにかかわらず、ASBJは、本資料の第3項で示したとおり、のれんのあるべき事後の会計処理について、関係者が相反する強力な見解を有していることや、現行の減損のみモデルから償却及び減損モデルに移行する場合には、企業に重大な負担が生じることについて懸念が聞かれていることも理解している。
15. ASBJは、のれんのあるべき事後の会計処理を巡る現在の状況を考慮して、選択適用アプローチを検討することを提案する。これは、企業に、その説明責任を果たす上で有用と考えるモデルを、次の2つのいずれかから、会計方針として選択することを要求する提案である。
  - (a) 現行のIAS第36号に基づく減損のみモデル
  - (b) 償却及び減損モデル
16. 当該選択適用アプローチの優位点は本資料の第19項から、懸念点は本資料の第25項から詳述している。
17. のれんの事後の会計処理として、現行のIAS第36号に基づく減損のみモデルと、償却及び減損モデルの両モデルを併用する場合、いずれかのモデルを会計方針として選択することを企業に要求する方法の他に、例えば、いずれのモデルを使用すべきかを企業結合ごと（認識されたのれんごと）に判断するための規準を設け、この規準に従って使用すべきモデルを決定することを企業に要求する方法も考えられ得る。しかし、ASBJは、次の理由により、いずれかのモデルを会計方針として選択し、報告企業のすべての企業結合に同じモデルを首尾一貫して適用する方法を提案している。
  - (a) のれんの性質（減価するか否か、費消されるか否か）や、のれんのあるべき事後の会計処理に関する関係者の見解が様々である現在の状況を考慮すると、使用すべきモデルを決定するための規準について、関係者の合意を得ることは困難と想定される。また、開発される規準によっては、使用すべきモデルを決定するために重要な判断の行使が企業に要求される可能性があり、企業の負担が増加する可能性がある。さらに、開発される規準によっては、モデルの選択が恣意的なものとなる可能性がある。
  - (b) 報告企業のすべての企業結合に同じモデルが首尾一貫して適用されない場合、のれんの帳簿価額に、償却されているのれんと償却されていないのれんの両方が含まれることになる。さらに、のれんの減損損失に、償却されているのれんから発



生じたものと、償却されていないのれんから発生したものの両方が含まれることになる。これらの金額について、財務諸表利用者への目的適合的な情報の提供の観点から正当化することは困難である。

- (c) いずれかのモデルを、会計方針として報告企業のすべての企業結合に首尾一貫して適用することにより、経営者が、企業結合の成果に関する説明責任を果たすための方法に係る考え方に、のれんの事後の会計処理を合わせることが可能となる。
18. なお、ASBJは、IASBがIAS第36号の減損テストの簡素化及び有効性の改善のためのプロジェクトを実施していることを理解している。ASBJは、IASBがIAS第36号の要求事項を変更する場合、当該改善は、減損のみモデルと償却及び減損モデルの両方に採用できると考えている。

### 選択適用アプローチの優位点

19. 本資料の第15項で記載した選択適用アプローチには、次のような優位点が認められる。
- (a) 経営者が説明責任を果たす上で有用と考える会計処理モデルを選択することを可能にする
- (b) 作成者と投資者との間のより効果的なコミュニケーションを可能にする

#### *経営者が説明責任を果たす上で有用と考える会計処理モデルを選択することを可能にする*

20. 企業結合の成果に関する説明責任に係る経営者の考え方は、次のように様々なものが聞かれている。
- (a) 企業結合の成果に関する説明責任を果たす上で、償却及び減損モデルが有用である。
- 経営者が、企業結合によって増加した利益と、将来キャッシュ・フローが増加する期間についての経営者の見積りに基づいて配分されたのれんの原価（償却費）を対応させる形で計算された純損益を用いて、報告企業の企業結合の成果を説明することが可能となる。
  - のれんの価値が償却後ののれんの帳簿価額を下回った場合に、それを投資（すな

わち、企業結合)の失敗として認識し、説明することになる。

- のれんを償却することにより、経営者が投資額の回収と減損リスクの両方を考慮した、秩序ある被取得企業の管理を行っていることを説明することが可能となり、企業経営に規律をもたらす。

(b) 企業結合の成果に関する説明責任を果たす上で、減損のみモデルが有用である。

- 償却されないのれんの帳簿価額が、のれんが配分された CGU から生じる将来キャッシュ・フローによって回収可能でなくなった場合に、それを投資(すなわち、企業結合)の失敗として認識し、説明することになる。
- 経営者が、のれんの当初認識額に対してのれんの価値が下落した場合に投資(すなわち、企業結合)の失敗のシグナルを提供することが可能となる。
- 経営者が、当初投資額やその費用配分額に関わらず、企業結合の成果として、報告企業の収益及び純利益が拡大していることを説明することが可能となる。

21. 報告企業の経営者の考え方が様々である状況において、のれんの事後の会計処理の選択を認めることで、様々な考え方を有する経営者に、企業結合の成果に関する説明責任を果たす上で有用と考える会計処理を採用する機会を与えることが可能となる。

#### **作成者と投資者との間のより効果的なコミュニケーションを可能にする**

22. ASBJ リサーチ・ペーパー第3号では、企業結合に関する財務情報に対するアナリストのニーズは様々であり、提供された財務情報を各々のアナリストが各々の分析の目的に応じて使い分けていることが示されている。また、一部のアナリストが、企業結合により将来キャッシュ・フローが増加する期間についての経営者の見積りに関する情報が有用であると考えていたことも示されている。

23. また、IFRS は現在、IAS 第36号に基づく減損のみモデルを要求しているため、前項に記載した、将来キャッシュ・フローが増加する期間についての経営者の見積りに関する情報が、必ずしも財務諸表利用者に提供されていないと考えられる。報告企業にのれんの事後の会計処理として、現行のIAS 第36号に基づく減損のみモデル又は償却及び減損モデルのいずれかを選択することを認めることにより、作成者は、自身が考える企業結合の成果の判断基準に整合する財務情報を投資者に提供することが可能になる。

24. 選択適用アプローチの導入により、企業結合の成果を作成者がどのように判断し投資者に説明すべきかについて、作成者と投資者がコミュニケーションする機会を与える

と同時に、当該判断基準が、選択した会計方針に基づいて作成された財務情報についての作成者と投資者とのコミュニケーションをより効果的なものとするのが期待される。その結果、投資者が経営者の行動をより深く理解し、投資者が実施する企業結合の分析や将来予測をより深度あるものとするための情報が、より効果的かつ効率的に投資者に提供されることが期待される。

## 選択適用アプローチの懸念点

25. ASBJ は、一般的に、会計基準に会計処理の選択を認めることは望ましいものではなく、IASB が国際会計基準委員会 (IASB) より改組された後、2003 年に完了させた既存の IAS の改善プロジェクトにおいて、選択肢を削除するための改正が行われた経緯があることを理解している。

一方で、ASBJ は、比較可能性と柔軟性のバランスを考慮の上で、選択適用が認められるべき場合もあると考えており、実際、IFRS においても、IAS 第 16 号「有形固定資産」や IAS 第 38 号「無形資産」において、資産の認識後の測定的基础として、原価モデル又は再評価モデルの選択適用が認められている。

26. ASBJ リサーチ・ペーパー第 3 号では、一部の株式アナリストが、「キャッシュ・フロー情報に基づく分析を行う観点からは、償却か非償却かの違いは、いずれもキャッシュ・フローに影響しないため特段の意味を持たない」と述べたことが示されている。このようなアナリストにとっては、のれんの事後の会計処理に関する選択が、財務諸表の分析に与える影響は限定的である可能性がある。

27. 選択適用アプローチの導入については、企業間の比較可能性が低下することによる財務諸表利用者の追加の負担が懸念されるところではあるが、この点について ASBJ は、前述の選択適用アプローチの優位点が追加の負担を上回ると考えている。また、企業間の比較を行うために必要となる情報を補うための追加的な開示要求を設けることにより、懸念を一定程度緩和することも可能であると考えられる。

### ディスカッション・ポイント

- のれんの事後の会計処理について、企業に、現行の IAS 第 36 号の減損のみモデル又は償却及び減損モデルのいずれかを会計方針として選択することを認める提案について、どう考えるか。

## 償却期間

### 背景

28. のれんの償却の廃止時や現在に至るのれんの事後の会計処理の議論において、償却期間の見積りが困難であり恣意的な期間となることが、のれんの償却に対する主な反対理由として挙げられている。
29. ASBJ は、仮にのれんの償却を再導入する場合、償却期間をどのように決定するのか、最も重要な論点の 1 つとなると考えており、以下ではこの論点について議論している。なお、償却の再導入にあたっては、償却方法等、他の論点についても検討する必要があるが、本資料では扱っていない。

### これまでの議論について

30. IASB は、2004 年に IAS 第 22 号を廃止し、償却及び減損モデルを棄却した主な理由として、ある任意の期間の償却額は、取得したのれんの当該期間における消費についての恣意的な見積りとして説明するほか無いと結論づけたことを挙げている (IAS 第 36 号 BC131E 項)。
31. 現在に至るのれんの事後の会計処理の検討においても、IASB スタッフは「のれんの耐用年数や消費パターンは、一般的に十分な信頼性をもって見積もることができない」という点が主な論点となるとしており<sup>10</sup>、「恣意的な期間に基づいたのれんの償却は投資の決定に有用な情報を提供しない」とする見解を大半の財務諸表利用者からのフィードバックとして示していた<sup>11</sup>。
32. 米国会計基準においても、FASB は 2001 年に公表した SFAS 第 142 号「のれん及びその他無形資産」(以下「SFAS 第 142 号」という。)において償却を廃止した。当該結論に至った理由について、のれんの耐用年数及び消費パターンについて十分な信頼性をもって予想することができないこと (SFAS 第 142 号 B74 項) に加え、恣意的な期間に基づく償却は経済的な実態を反映せず、有用な情報とならないとする関係者の意見に同意した (SFAS 第 142 号 B79 項) 旨の記述がなされている。最近の議論においても、耐用年数の見積りは困難であり、主観性が高いとする考えをのれんの償却に対する反対意見として示している<sup>12</sup>。

<sup>10</sup> 2015 年 10 月に開催の IASB ボード会議 (Agenda Paper 18A 第 14 項)

<sup>11</sup> 2015 年 11 月に開催の IASB ボード会議 (Agenda Paper 18B 第 7 項(a))

<sup>12</sup> 2016 年 6 月に開催の IASB 及び FASB の共同ボード会議 (Agenda Paper 18D Appendix B)

会計基準設定主体がこれまでどのように償却期間を定めてきたか

33. 会計基準設定主体は、これまで、次のような形で償却期間の決定方法を定めてきた。

基準名	償却期間の考え方に関する原則	償却期間の上限	償却期間を定めた理由
廃止済みのもの			
米国会計基準 (APB 意見書第 17 号、1970 年公表)	便益を受ける期間 (第 27 項)	40 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のれんの見積耐用年数は、無限でもなく、具体的に限定されているものでもなく、特定することができないもの (indeterminate) である (第 22 項)。</li> <li>・ 価値がゼロとなる日を特定することができないため、会計上、耐用年数の終了について恣意的に特定の時点あるいは一定の範囲を設定する必要がある (第 23 項)。</li> </ul>
IFRS (IAS 第 22 号、1993 年改訂)	耐用年数 (第 42 項)	5 年 (20 年を上限に反証可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐用年数を見積もることが困難であることが多いため、会計上、IAS 第 22 号は償却期間について恣意的な上限を設けている (第 45 項)。</li> <li>・ IAS 第 22 号における前提は、のれんは通常、5 年を超える耐用年数を有していないということである (第 45 項)。</li> <li>・ のれんが明白に識別可能な資産に関連しているために、その識別可能な資産の耐用年数にわたり取得企業が便益を受けることが合理的に見込まれる状況が存在することがある。しかし、企業による事業の計画対象期間が 20 年を超える可能性は低いため、この期間を超えるのれんの耐用年数十分に信頼性があるとは言えず、20 年よりも長い償却期間を認めることはできない (第 45 項)。</li> </ul>
IFRS (IAS 第 22 号、1998 年改訂)	将来の経済的便益が企業に流入することが見	20 年 (反証可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のれんに内在する将来の経済的便益は必ず消費される。のれんには物理的な耐用年数は存在しないとしても、耐用年数が無限であることはない (第 46 項(a))。</li> </ul>

基準名	償却期間の考え方に關する原則	償却期間の上限	償却期間を定めた理由
	込まれる期間に關する最善の見積もり (第 44 項)		・ 企業による事業の計画対象期間が 20 年を超える可能性は低いため、この期間を超えるのれんの耐用年数十分に信頼性があるとは言えず、20 年よりも長い償却期間を認めることはできない (第 47 項(a))。
<b>現在も有効なもの</b>			
日本基準 (「企業結合に關する會計基準」、2003 年公表)	効果の及ぶ期間	20 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果の及ぶ期間にわたりのれんを償却することにより、償却費を企業結合の成果たる収益に対応させることが可能となる。</li> <li>・ 投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益と見る考え方と首尾一貫している。</li> <li>・ 上限については過去の年数を踏襲した。</li> </ul>
IFRS for SMEs (2009 年公表)	耐用年数 (19.23 項及び 18.21 項)	10 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概念的な理由でなく、費用対効果の観点から、のれんについて確定できる耐用年数があるものとしており、したがって、のれんは 10 年を上限として、見積耐用年数にわたり償却すべきである (BC112 項)。</li> </ul>
米国会計基準 (ASU 第 2014-02 号、非公開企業のみ選択可、2014 年公表)	耐用年数 (ASC350-20-15-4 項)	10 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非公開企業が企業結合において取得した資産及び負債の大半は、通常、10 年目までに完全に使用されるか充足されるため、耐用年数は 10 年までとすべきである (BC17 項)。</li> <li>・ 一部の関係者は、米国の連邦税におけるのれんの償却期間に合わせるため、15 年を支持したが、15 年が 10 年よりも恣意性が低いとは言えず、より長い償却期間は減損リスクを増加させると結論付けられた (BC19 項)。</li> </ul>

34. また、償却期間が恣意的になるとする困難な問題に対処する方法として、のれんの償却期間を任意の一律の期間に定めることも、1999 年の FASB の公開草案において検討されていた (SFAS 第 142 号 B74 項)。

35. 會計基準設定主体による過去の償却期間の定めかたについて、次の点が觀察される。

- (a) 償却期間の考え方に関する原則として、単に償却期間を「耐用年数」とするのではなく、より具体的に「便益を受ける期間」や「効果の及ぶ期間」と表現している場合がみられる。
- (b) 償却期間の考え方に関する原則を定めている場合を含むすべての会計基準において、償却期間の上限が定められている。
- (c) 償却期間の上限の具体的な年数について、どの会計基準にも明確な根拠が示されていないものの、より最近に公表された会計基準の方が償却期間の上限が短くなっている傾向がある。

### 財務諸表利用者のニーズ

- 36. IASB の過去の議論では、耐用年数についての経営者の評価に基づく情報が有用となり得るとする一部の財務諸表利用者の見解が示されている<sup>13</sup>。また、現在提供されている情報における財務諸表利用者の便益と作成者のコストに焦点を当て、財務諸表利用者がどういった情報を求めているか検討する必要があるとする 2015 年 12 月の ASAF 会議における ASAF メンバーのコメントも示されている<sup>14</sup>。
- 37. ASBJ リサーチ・ペーパー第 3 号では、償却に伴う経営者の見積りに関する情報が有用であるとするアナリストの見解等が示されており、それらの見解は次のとおりであった。
  - (a) 企業結合により将来キャッシュ・フローが増加する期間についての経営者の見積りに関する情報が有用であり、当該期間を用いてのれんを償却することにより、企業結合によって増加した収益と経営者の見積りに基づいて算定された償却費とを対応させることにより純損益が算定され、有用な情報をもたらす。
  - (b) シナジーが実現し、維持されると見込まれる期間についての経営者の見積りに基づいて償却期間を決定する方法を支持する。長い期間をかけてシナジーが実現することが想定される場合には、比較的長期の償却期間が正当化される。
  - (c) 償却の主要な目的は、のれんの帳簿価額を最終的にゼロまで減少させることであり、償却期間は、のれんの金額が企業結合により増加する将来キャッシュ・フローにより回収されるまでの期間に基づくことが望ましい。

<sup>13</sup> 2015 年 11 月に開催の IASB ボード会議 (Agenda Paper 18B 第 7 項(b))

<sup>14</sup> 2016 年 2 月に開催の IASB ボード会議 (Agenda Paper 18 Appendix C C2 項(c))

## 償却期間に関する我々の予備的見解

### (償却期間の考え方に関する原則)

38. 前述のとおり、IASB が過去にのれんの償却を廃止した際に、償却期間の決定が恣意的なものとなることが主な理由の一つとされ、ASBJ は、のれんの償却の再導入にあたっては、その点が懸念されることを承知している。
39. ASBJ は、のれんの償却を再導入することとした場合、償却期間の考え方に関する原則を明確にすることが重要であると考えている。この原則の開発にあたっては、のれんの償却を通じて目的適合性のある情報が提供されるように、当該償却期間や償却により提供される情報に係るアナリストの見解を重視すべきであると考えている。
40. この観点から、ASBJ は、会計基準設定主体が一律に適用される償却期間を定めることは適切ではないと考えている。企業の経営者による見積りに基づく情報が有用であるとしている財務諸表利用者にとって、会計基準設定主体が一律に定めた償却期間に基づく情報は有用とならないだろう。また、企業が取得するのれんのすべてについて、その耐用年数が同一であると仮定することは、必ずしも忠実な表現とはいえない。
41. 償却期間の考え方に関する原則のありかたについては、さまざまな見解があり、例えば、ASBJ が EFRAG 及びイタリアの会計基準設定主体 (OIC) と共同で行ったリサーチのフィードバック・ステートメント<sup>15</sup>では、次の要因等が償却期間の決定に役立つ可能性があるとする見解が示されていた。
- (a) 被取得企業が単独で、より高いキャッシュ・フローを維持することが見込まれる期間
  - (b) 投資の予想回収期間
  - (c) 取引の価格付けに用いた経済的仮定
42. また、前述のとおり、ASBJ が財務諸表利用者に対して行ったインタビューにおいては、企業結合の結果生じるシナジーや増加が見込まれるキャッシュ・フローの回収に基づき、償却期間を見込むことが支持されていた。
43. ASBJ は、前 2 項で示された考え方には多くの共通項があるものの、人によって表現の方法や解釈が異なっていた (特に投資の予想回収期間) と理解している。ASBJ は、共通する本質を最も適切に表す原則は、「将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間に関する経営者の見積りに基づいて償却期間を見積

<sup>15</sup> <https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/discussion/2014-0722/feedbackstatement.html>



ること」であると考えている。

44. ASBJ は、このようにして償却期間を決定することについて、企業の経営者の見積りを伴うため、恣意性が入る懸念が生じることは承知している。しかし、これは財務諸表利用者に目的適合性のある情報を提供するために企業の判断を求めるものであり、当該方法の優位性は恣意性に関する懸念を上回るものと ASBJ は考えている。

(償却期間に上限を設けるべきか否か)

45. 本資料第 33 項に示したとおり、過去に会計基準設定主体が公表した会計基準においては、償却期間の考え方に関する原則を定めている場合であっても、償却期間の上限が定められている。
46. 前述のとおり、ASBJ は償却期間について、原則主義的なアプローチを採用することを支持している。この原則によると、償却期間に一定の上限を設けることは、目的適合性を低下させる懸念があると考えられる。

一方で、一般に、遠い将来になればなるほど予測の信頼性が落ちるため、一定の目的適合性を担保するために、上限を定める必要があるとする意見があり、検討すべき課題であると考えられる。

経営者が、自身の採用した償却期間について正当化できる場合には、たとえそれが長い期間となった場合であっても、その期間を採用することが前述の原則と整合することから、ASBJ は、仮に上限を定める場合には、当該上限を反証可能とすることが適切であると考えている。

47. 反証可能であることを前提とした、償却期間の具体的な上限については、客観的に定めることは困難であると考えられるが、より最近に公表された会計基準において償却期間の上限が 10 年とされていることや、複数の学術論文の研究結果<sup>16</sup>から、10 年とす

---

<sup>16</sup> ASBJ が参照した主な学術論文は以下のとおりである。

Healy, P., Serafeim, G., Srinivasan, S. and Yu, G. (2011). Market competition, government efficiency, and profitability around the world. Working paper, Harvard Business School. Available at SSRN 1865878.

Nissim, D. and Penman, S. H. (2001). Ratio analysis and equity valuation. Review of Accounting Studies, 6, 109-154.

Obinata, T. (大日方 隆) (2013). 「利益率の持続性と平均回帰」 Sustainability and mean reversion of profitability. Chuokeizai-sha, Inc.

Palepu, K. G. and Healy, P. M. (2012). Business analysis and valuation 5th edition - International edition, Cengage learning.

Palepu and Healy において、超過営業自己資本利益率が 5-10 年で消失するという実証研究結果が示されている。また、Nissim and Penman において、超過営業利益に関して 10 分位ポートフォリオを作成し、平均回帰の期間を分析した結果、最高 10 分位において当該超過営業利益が

ることが関係者の理解が得られやすいのではないかと考えている。

#### ディスカッション・ポイント

- 償却期間を、将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間に関する経営者の見積りに基づき決定することを支持するか。
- 償却期間に反証可能な上限を設けることを支持するか。その場合の年数はどのように考えることが適切か。

---

10 年以上持続するという経験的証拠が得られている。